

子ども条例が できました！



「いこいな」
©シンエイ/西東京市

西東京市

子ども条例とは？

子ども条例は、今と未来を生きる全ての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としてつくられています。

条例づくりは、子どもをはじめ市民の皆さんの意見を聞きながら進めました。

2

条例の主な内容

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割やその人たちへの支援、子どものために特に進めていきたい取組^{※1}、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくること等が示されています。

※1 子どものための取組は裏面で紹介しています。

3

条例の構成

条例は、前文と第1章～第6章でできています。各章には次のような内容が書かれています。

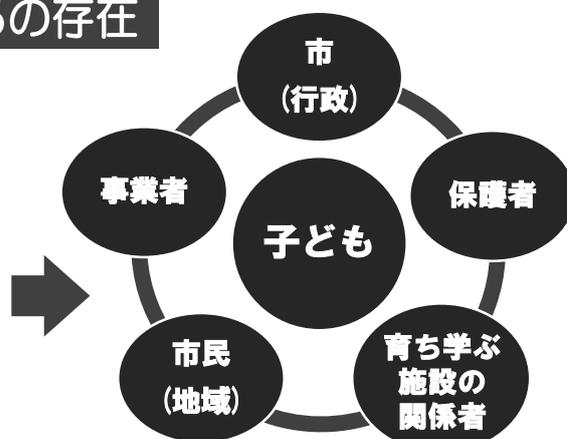
- 前 文 … 条例の基本的な考え方やメッセージ
- 第1章 … 条例の目的や子どもの育ちを支える人たちの役割等
- 第2章 … 子どもの育ちを支える人たちへの支援
- 第3章 … 子どものための取組
- 第4章 … 子どもが相談できる仕組み
- 第5章 … 条例の取組を進めていくための仕組み
- 第6章 … その他

4

子どもの育ちを支える人たちの存在

条例には、子どもの育ちを支える人たちが、自分の役割を果たせるように連携・協働して助け合うことが書かれています。

また、保護者・育ち学ぶ施設^{※2}の関係者・市民が、家庭・育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割を果たせるよう、お互いに支援されることが示されています。



皆さんも
子どもの育ちを支える
一員です。



5・6

※2 保育園、幼稚園、小・中学校、高校、児童養護施設、児童館・センター、学童クラブ等のこと

子どもの権利条約

条例は、世界の約束事である子どもの権利条約^{※3}やその条約を理念とした児童福祉法等を踏まえています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前持っているもので、条約には4つの【一般原則】があるとされています。

※3 正式名称は「児童の権利に関する条約」といいます。

7

【一般原則】

- ① 生命、生存及び発達に対する権利
- ② 子どもの最善の利益
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 差別の禁止

【参考 Web サイト】

- 公益財団法人 日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html
- 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

8

子どもにやさしい 西東京を目指して

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつかっていきます。そのために主に7つの取組を進めていきます。このことは、西東京市子ども条例にも示されています。

- ◆ 虐待を防ぎます。
- ◆ いじめ等の子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ◆ 子どもの貧困を防ぎます。
- ◆ ところとからだの健康と安全な環境をつくります。
- ◆ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ◆ 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- ◆ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

